

美原北小学校 いじめ防止基本方針

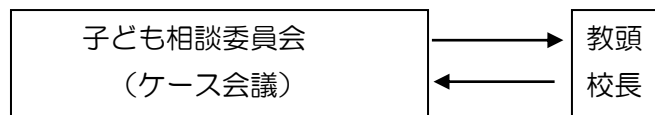
いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策基本法より）

いじめ防止等に関する基本的な考え方

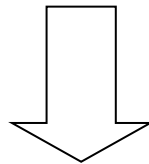
「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものである」という基本認識にたち、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



いじめ対応・不登校対応の中心となる生徒指導主任等は、校長・教頭に報告し対応を検討する。

- ①いじめ問題を解決するための緊急のケース会議を招集する必要があるか。
- ②不登校・暴力など緊急に対応する必要があるか。



ケース会議（いじめ相談委員会）

○ケース会議

校長、教頭、生徒指導担当、学級担任、養護教諭、特別支援教育 Co, 関係ある教員からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ相談委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

未然防止

○児童ひとりひとりに豊かな人間性を育む。

- ・人権教育を通して、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動がとれるようにする。
- ・いじめは重大な人権侵害にあたり、刑事罰の対象になりえることについて学び取り組みを行う。
- ・道徳教育を通して、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育む。
- ・全校朝会などで、いじめについての話をし、児童にいじめについて考えさせ、いじめは絶対に許されないものであることを理解させる。
- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業を行い、すべての児童が参加・活躍できるわかる授業に取り組む。わからないことで高まっていく児童の不安や不満に配慮しいじめに結びつきやすいストレスが高まらないよう心がける。

○学級活動などの特別活動を通して、望ましい人間関係を築く。

- ・話し合い活動などの学級活動を通じて、お互いを認め合い、協力できる仲間づくりをすすめる。
- ・学年の取り組み（遠足・運動会等）・学校全体の取り組み（北っ子学級・委員会活動・児童会活動等）を通じ、学年全体での交流や異学年との交流も行い、どの児童も安心して登校できる学校づくりを進める。

○教員ひとりひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける。

- ・指導事項の共通理解をはかり、教員全員が児童のサインを見逃さず、同じ指導ができるようにする。
- ・お互いに気づいたことを伝えあったり、注意しあえるような教員同士の関係づくりを進める。
- ・いじめや学級指導に関する研修等に定期的に取り組み、確かな人権感覚を養い、児童の変化をとらえ、いじめを見抜く力の向上に努める。

○学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価項目に位置付ける。

- ・いじめの防止等のための取り組みにかかわる達成目標を設定し、達成状況を評価する。
- ・いじめ基本方針については、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を確認できる措置を講じ、その内容を入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明する。

○特に配慮が必要な児童については、適切な支援を行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・外国につながる児童
- ・LGBTQ に係る児童

早期発見

- 学期に一回、生活アンケートを実施する。また必要に応じて適宜行う。
- 児童の朝学習・休み時間・登下校時などの様子に目を配るとともに、交友関係や悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。
- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。必要に応じて関係諸機関と連携して、問題の解決にあたる。
- いじめのサインに気づいたら、些細なことでも教職員間で情報共有を行い、組織で判断する（一人で抱え込まない。）
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかを判断する。

早期解決

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ相談委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

解消

- いじめに関わる行為や病んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

重大事態への対処

○重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
（「いじめ防止対策推進法」より）

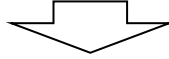
○重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、直ちに堺市教育委員会に報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を堺市教育委員会に報告。調査結果を踏まえた必要な処置を行う。

いじめ対応の流れ

いじめを疑う

- いじめを疑わせる児童のサインを見つける。 児童、保護者、地域からの相談、連絡がある。
- アンケートなどからの情報がある。



早期発見

・いじめを発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。

- 管理職に報告・相談する。
- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「子ども相談委員会」に情報を集め、ケース会議を行い、組織的な対応/方針を検討する。
- 当該児童から聞き取る。(いつ、どこで、だれに、何をされたか児童一人ひとり個別に聞き取る)
- 加害児童・周囲の児童から聞き取る。
- 事象を確定し、組織で判断する。

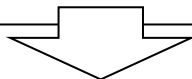
いじめを認知

いじめを認知せず

当該児童の見守りを続ける

早期解決

- 「子ども相談委員会」で指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を分担。)
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力をはぐくむ。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用する。
- ・警察等の関係諸機関との連携。
- 保護者と連携する。
 - ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- 教育委員会に報告する。
 - ・「いじめ対策チーム」との連携を検討する。



再発防止

- 児童への継続的な指導、支援を行う。
 - ・被害児童への見守りと支援
 - ・加害児童への指導と支援
 - ・定期的な面談
- 保護者への定期的な連絡を行う。
- 関係機関と連携する。
- いじめのない学級(学年、学校)づくりに向けた指導を行う。